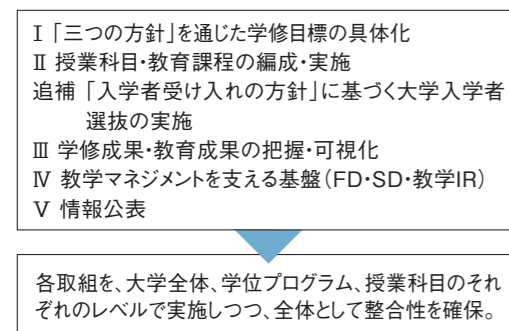


【図表1】各認証評価機関の新基準対応一覧(予定)

|                       | 大学基準協会  | 日本高等教育評価機構   | 大学改革支援・学位授与機構   | 大学教育質保証・評価センター   | 大学・短期大学基準協会   |   |
|-----------------------|---|--|---|--|---|---|
| (1) 改正された大学設置基準への対応方針 | 「大学基準は大学としてのあるべき姿を定めてきた」という考え方を基礎に置きながら、新しい時代の要請として必要なことは大学基準の改定で対応(例えば、教育研究実施組織に関する規定追加をふまえ、教職協働について定めてきた従来の内容を補強)。各論的なことは評価項目や評価の視点で対応していく。 | 改正された大学設置基準は、一部を除き、これまでの一律の基準が弾力化され、大学自身の考えで基準を設定できるようになっている。設置基準改正後に変更等があった場合は、大学の考え方を確認したうえで評価を行うこととなり、当機構の評価基準等は変更せずに法令等の遵守状況一覧などで対応している。                     | 認証評価は関係法令により大学設置基準等の適合状況を確認するよう求められているため、大学設置基準等の改正があれば随時分析項目の調整等を行っている。今般の改正も同様に対応する。  | 法令適合性を扱う基準1に関して、参照する法令を改正に則して改めた。  | 資料として求める「法令遵守状況一覧」において確認している。                             |   |
| (2) 主な改正項目に関する評価のポイント | ① 教育研究実施組織  | 今回の設置基準の改正は、組織機能の明確化や教員と事務職員等相互の役割分担、協働、責任の明確化を目的としたものであり、新たな組織を学内に設けることを求めるものではないが、大学が個別に対応して、組織改編されているのであれば、その経緯などを含めて評価する。                                    | 今般改正の趣旨である教員と事務職員等の適切な役割分担・連携体制の確保に関しては従前より分析項目を設定しており、引き続き同様に評価を行う。  | 教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制の確保状況等を確認する。   | 学習成果の獲得に向けて教職員の役割や責任を規定しているかを確認予定。                        |   |
|                       | ② 基幹教員  | 学習成果の達成につながる教育や大学としてめざす研究上の成果につながる教員組織であることが原則。そのため、設置基準上必要な教員数等の充足はもとより、各教員の担当授業科目の適切性や各教員の学内外の業務状況、授業担当時間数の適切性について把握・管理していること等を評価する。学部内において果たしている責任なども重要なポイント。 | 経過措置があるため、2022、2023年度に当機構で評価を受けている大学については、基幹教員への移行はなかった。今後、基幹教員への移行があった場合は、主要授業科目の考え方や各学位プログラムに責任を持つ教員の定義を確認したうえで、法令上必要な教員数のチェックなどは提出されたデータや自己点検・評価書での記載等で確認し、評価する。 | 基本的には従来の専任教員と同様に、設置基準に定める教員数、採用・昇任・評価に関すること等を確認する。なお、基幹教員に係る情報公表に関しては、専任教員について確認していた事項(教育研究業績や学位の情報等)に加え、学部運営への参画状況、授業科目の担当状況(主要授業科目担当の有無、担当授業単位数など)、他機関における兼務状況等も併せて確認する。 | 法令上求められる教員数を確認する。その際、基幹教員の要件への大学としての対応、考え方、情報公表の状況等を確認する。 | 認証評価機関の共通様式(大学の概要等)を用いて、設置基準を満たしているか(基幹教員の要件、員数、必要事項の公表等)を確認する。 |
|                       | ③ 指導補助者   | ティーチング・アシスタント(TA)等の指導補助者が果たす役割、授業担当教員との責任関係・指導計画を明確にし、それにふさわしい条件設定と適した研修の実施が必要。これらを総合して適切に運用されているかを評価する。   | 設置基準改正前から、当機構では主に基準2において、授業をはじめ、学生の指導の補助役として、TAなどについて自己点検・評価を求めている。今後は、指導補助者への研修の実施状況を確認したうえで引き続き法令に沿って評価する。  | 指導補助者に授業の一部を担当させている場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きが規定されていること、配置状況、活用状況のほか、教員を除く指導補助者に対して必要な研修が行われていることを確認する。   | 指導補助者については、関連する規程等の組織的な定めおよび活動状況、必要な研修の実施状況について確認する。      | 教育課程編成・実施の方針に基づき、指導補助者を配置している場合、適切に運用しているか、必要な研修を実施しているかを確認予定。  |
|                       | ④ 教育課程等に関する特例制度   | 特例制度を活用する場合は、申請計画書や教育効果の検証に係る計画を大学から資料として提出してもらう。制度の概要だけでなく、実際の教育効果や運用上の問題点等の有無等も必ず自己点検・評価することを大学には求める。それに基づいて教育の妥当性を評価する。                                       | 基本的には認定された内容に沿って運営しているかの確認になる。単位に関する事柄も含めて特色・特徴がある取り組みとして、成果が出ているもの、他大学の模範となるものなどについては、評価時の「優れた点」として取り上げることが可能とする。  | 特例の認定を受けている学部等について、特例の対象となる設置基準の規定に関する教育研究活動等(授業科目の開設や単位互換の上限の設定など)が認定内容に沿った状況となっていることを確認する。   | 特例制度の認定を受け活用している場合には、制度の運用の適切性、情報公表の状況を確認する。              | 法令、学則等に基づき適切に運用しているかを確認予定。                                      |
| (3) 内部質保証の評価の変更点      | 内部質保証の機能性を重視した評価に変わりはない。また、新たに質保証活動に学生の意見や外部からの評価を取り入れること等を大学には求めている。学位の質保証の必要性という観点から、プログラム評価(教育課程及びその内容、教育方法の自己点検・評価)に関する評価の視点も増やした。        | 大学設置基準等の順守状況をふまえて、3つのポリシーを起点とする教育の質保証と中期的な計画をふまえた大学全体の質保証が双方にわたってできているかどうかを、これまで同様に自己点検・評価を求めていく予定であり、特に内部質保証における変更点はない。   | 特になし  | 大学設置基準の改正を受けての変更はないが、大学による自己点検評価や認証評価の結果をふまえた改善の取り組みを実効性あるものとするため、受審大学に対する助言や支援の機能が同時に果たせるような評価のあり方について、会員大学等との対話をもとに、引き続き研究しなければならないと考えている。                               | 自己点検・評価の実施体制を確立し、全教職員が関与し、その結果を改善に活用しているかを引き続き確認する。       |   |

\*各団体へのヒアリングを基にBetween編集部でまとめ

【図表2】教学マネジメントの確立



\*文部科学省「教学マネジメント指針」(追補)より抜粋

【図表1】は、設置基準改正への対応を各認証評価機関に聞き、その内容をまとめたものだ。改正項目に関する評価のポイントについて、自学が受審する機関の回答を確認された。認証評価が大学設置基準への適合性を確認することに変わりはないが、新基準では、より一層、学修者本位の教育の実質化が問われるようになっていく。教学マネジメントを確立し、さらなる向上を図りたい【図表2】。認証評価の受審は、事後チェックというゴールではなく、その結果を改善するためのスタートだと捉えよう。

【図表1】は、設置基準改正への対応を各認証評価機関に聞き、その内容をまとめたものだ。改正項目に関する評価のポイントについて、自学が受審する機関の回答を確認された。認証評価が大学設置基準への適合性を確認することに変わりはないが、新基準では、より一層、学修者本位の教育の実質化が問われるようになっていく。教学マネジメントを確立し、さらなる向上を図りたい【図表2】。認証評価の受審は、事後チェックというゴールではなく、その結果を改善するためのスタートだと捉えよう。

また、認証評価で確認するものとして、情報公表状況も含まれている。基幹教員制度を導入した大学は、基幹教員に関する情報(基幹教員数や基幹教員の学位、教育研究等の業績、所属、教育課程の編成その他の学部の運営等)への参画が求められる。また、認証評価で確認するものとして、情報公表状況も含まれている。基幹教員制度を導入した大学は、基幹教員に関する情報(基幹教員数や基幹教員の学位、教育研究等の業績、所属、教育課程の編成その他の学部の運営等)への参画が求められる。また、認証評価で確認するものとして、情報公表状況も含まれている。基幹教員制度を導入した大学は、基幹教員に関する情報(基幹教員数や基幹教員の学位、教育研究等の業績、所属、教育課程の編成その他の学部の運営等)への参画が求められる。

**Q** 大学設置基準の改正は認証評価にどう影響する?  
**A** 教育研究の質向上に向け、認証評価結果の活用が求められる。設置前に「基準を満たしているか」を確認する設置審査に対して、大学、学部が完成年度を迎えた後、「基準が引き続き守られているか」「教育研究が適切に行われているか」をチェックするのが認証評価だ。設置基準の改正は認証評価にどう影響するのだろうか。  
 改正後の大学設置基準第1条には、「大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、(中略)点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない」と太字の内容が加えられた。各大学が教育研究の向上を常に行うために、認証評価の結果の活用が求められる。

\* 学校教育法第九十九条第一項の点検及び評価